

諮問第1号

審査請求に対する裁決について

退職手当に関する処分について提起された下記の審査請求に対し、別紙のとおり（別紙略）裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第4項の規定により諮問する。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

※ 以下略